

よくある質問

医療機関等を受診する際に、窓口で何を提示すれば良いのですか？

原則：マイナ保険証を提示してください。

ただし、現在健康保険証がお手元にある方は令和7(2025)年12月1日までご利用可能です。

(※健康保険証の有効期限が“令和6年11月30日”となっている場合は、有効期限訂正シールを貼付してしてください。)

例外①：マイナ保険証読み取り機器を未設置の医療機関等では、マイナ保険証を読み取れない（オンライン資格確認が出来ない）ため、マイナ保険証と『資格確認のお知らせ』を併せて窓口で提示してください。

例外②：特別な事情（下記参照）がある方については、『資格確認書』を提示してください。

『資格確認書』と『資格情報のお知らせ』は
どう違うのですか？



『資格確認書』

(はがきサイズ)



『資格情報のお知らせ』

(A4サイズ)

『資格確認書』：**特別な事情**がある場合にのみ、**申請をもって発行**します。

保険証の代わりとなり医療機関を受診する際に必要です。(はがきサイズの紙書面)

『資格情報のお知らせ』：**加入者全員に発行**されます。(A4サイズの紙書面)

マイナ保険証読み取り機器を未設置でオンライン資格確認が出来ない医療機関等においては、マイナ保険証のみを提示しても、窓口側が健保組合名や記号・番号等が分からないため、**マイナ保険証と併せて窓口で提示**いただくものです。

※健康保険証を代替するものではないため、これだけを提示して保険診療を受けることはできません！

『資格確認書』が発行されるのは、どんな人ですか？

以下のような**特別な事情**がある方に**限定**されています。(※**申請をもって発行**します。)

- マイナンバーカード(マイナ保険証)を紛失した方や、更新中の方
- 乳幼児、小学6年生までの子ども
- 第三者の介助・介護などのサポートが必要な方
- 何らかの理由により、マイナンバーカードを返納した方

※上記に該当する方でも、現在お手元に**有効な健康保険証を有している場合は、原則、資格確認書の交付を行いません。**

『資格確認書』を発行してほしいのですが、
どのように申請すれば良いのですか？

お勤めの会社経由で申請・発行となります。

今手元にある健康保険証が使用できるのは
いつまでですか？

令和7(2025)年12月1日までです。

それ以降の受診は『マイナ保険証』か、『資格確認書』の提示 となります。

令和7(2025)年12月2日以降に健康保険証は
返却するのですか？

令和7(2025)年12月2日以降、健康保険証は使用不可となるため返却は不要です。

<p>退職の際や、扶養を抜ける際、これまでは健康保険証を返却していましたが、今後は何を提出すれば良いのですか？</p>	<p>a) 健康保険証の発行を受けている方：健康保険証をご返却ください。 b) 『資格確認書』の発行を受けている方：『資格確認書』をご返却ください。 c) 上記以外の方：返却するものではありません。 a) ～ c) 共通：『資格情報のお知らせ』の返却は不要。</p> <p>※扶養を抜ける場合は、「新たに健康保険資格を確認できるもの」を添付してください。 例) 就職先で発行される「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」・「資格取得通知書」・「雇用契約書」など。</p>
<p>『資格確認書』の発行には手数料が掛かりますか？</p>	<p>初回の発行に手数料は掛かりません。 再発行に係る手数料については、原則、1,000円を徴収します。</p>
<p>マイナ保険証（マイナンバーカード）を紛失した場合、『資格確認書』を発行してもらえますか？</p>	<p>紛失・更新中など、特別な事情があると認められる場合に限り、申請いただければ発行いたします。</p>
<p>特別な事情に該当し『資格確認書』を交付してもらったが、その後マイナンバーカードが保険証として使用できる状態になった場合、交付された『資格確認書』は返却しないといけないのですか？</p>	<p>有効期限内の「資格確認書」はご返却ください。</p>
<p>『資格確認書』を紛失等で再交付した場合、有効期限はいつになりますか？</p>	<p>再発行する前の有効期限と変わりません。</p>
<p>マイナポータルでの表示や、医療機関で「有効な資格情報がありません。」と表示されます。こういった原因が考えられますか？</p>	<p>主な原因として、杠ノ健保でマイナンバーが登録されていない可能性があります。 杠ノ健保へご連絡ください。</p>